

議事要旨(7) 単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正

冒頭、小賀坂副委員長より、「単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正」について、その経緯や概略について説明があり、続いて前田ディレクターより、文案について詳細な説明があった。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - 今回の改正案は、個別財務諸表において自己株式や 1 株当たり情報に関する注記を任意に開示しているときに、併せて開示を求めるという趣旨で良いか。

これらに対して事務局からは以下の説明がなされた。

- 自己株式や 1 株当たり情報に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、実務対応報告第 30 号等に定めのある注記だけを開示することは求めるものではないことを明らかにするため、個別財務諸表において自己株式や 1 株当たり情報に関する注記自体を記載していれば、併せて開示を求めるという趣旨である。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
 - 単体開示の簡素化の中で、実務における作成者の疑問点は速やかに解消すべきであり、コメント募集期間や 3 月決算の準備期間も考慮すると、早期に公開草案の公表議決をお願いしたい。

これらに対して事務局からは以下の説明がなされた。

- 3 月決算に滞りなく対応できるように、次回以降、早期に公開草案のご審議をお願いする予定である。

以 上